平成２２年（フ）第３９号
長野県飯田市大通２丁目236番地
債務者　菊池　幸彦
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下平　秀弘
4　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月１日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第４１号
三重県多気郡大台町下楠167番地２
債務者　出口　敏幸
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第４２号
三重県多気郡大台町下楠167番地２
債務者　出口　　功
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第４３号
三重県多気郡大台町下楠167番地２
債務者　出口　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１９７号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目76番地６
債務者　宮脇　哲子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４５号
兵庫県姫路市八家1303番地、住民票上の住所兵庫県姫路市白浜町甲2176番地１　ユニライフ姫路白浜の宮606号
債務者　松本　敏洋
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　由佳
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４２号
沖縄県浦添市城間４丁目11番３―301号　あかね荘
債務者　平山　文博
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　大地
4　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８０号
広島県呉市押込３丁目８番15号
債務者　タツミ建設こと　巽　　晏徳
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　恒太
4　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１８０号
愛知県岩倉市中央町１丁目41番地　コーポ中央205号
債務者　小林　静子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３７号
熊本県荒尾市荒尾2397番地２
債務者　髙平　真実
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５７号
青森県八戸市八太郎６丁目11番13号　熊野アパート１号室、前住所青森県八戸市下長４丁目７番13―12号　県営第13棟第１－２号
債務者　村井　直弥
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
青森県八戸市諏訪３丁目12番３号　コーポあすか３号、前住所東京都調布市富士見町４丁目38番地４　西調布パークハイツ203
債務者　草野　祐樹
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
青森県八戸市大字根城字馬場頭17番地３市営住宅１－１－５
債務者　河原木信一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
鳥取県鳥取市気高町下石147番地、破産申立時の住所奈良県橿原市西池尻町100番地の１メゾンサクセス202号
債務者　保田　功一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係